

戸田市立健康福祉の杜指定管理者候補者の選定結果について

戸田市健康福祉部健康長寿課

令和5年8月18日から令和5年9月8日まで申請受付を行った戸田市立健康福祉の杜の指定管理者については、戸田市議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 健康福祉の杜指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
戸田市大字上戸田5番地の7
理事長 矢作 裕一

2 指定の期間について

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者候補者の選定基準について

(1) 審査基準

市民の平等な施設の利用を確保することができるものであること。

関係する法令の規定を遵守し、適正に健康福祉の杜の運営を行うことができること。

健康福祉の杜の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

健康福祉の杜の管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(2) 審査項目

市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。

利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。

効果的かつ効率的な管理運営を実施できるか。

法人等の経営基盤が安定しているか。

個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。

事業の計画は妥当か。

環境に配慮した運営方法となっているか。

その他効果的、効率的な管理運営を行う計画があるか。

4 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団の提案概要

(1) 基本方針

- ・個人の尊厳を保持した多様な福祉サービスを総合的に提供し、利用者の自立した生活を支援する。法人経営、事業運営の実施に当たっては、戸田市の高齢者福祉の中心的拠点として、事業を適正かつ効果的に行い、提供する福祉サービスの質の向上、及び事業経営の透明性の確保に努める。
- ・地域社会のセーフティーネットとして、虐待や介護放棄といった困難ケース等における緊急的な受入れを積極的に行うとともに、従来型施設の利点を活かし、低所得者の受入れを行う。

(2) サービス向上策等

- ・機能訓練指導員を中心とした機能訓練や、協力歯科医の指導による口腔衛生ケアを実施する等、利用者が持っている身体機能の維持を図る。
- ・お便りやホームページにて家族やより多くの市民の方へ積極的に情報発信を行い、法人の信頼性向上を図る。
- ・実務者ミーティングを実施し、サービスの向上や業務の改善・効率化について、積極的な提案、自由闊達な意見交換を行う。
- ・周辺施設との交流やアンケート調査、意見箱の設置等により、ニーズの把握に努めるとともに、居宅介護支援事業所等への定期的な訪問により、新規利用者の獲得に繋げる。
- ・安定的なサービス提供のため、介護人材の確保や人材育成に取り組む。

(3) 維持管理計画

- ・日常清掃業務を職員が毎日実施し、専門的清掃や衛生害虫駆除は専門業者による清掃を実施する。また、空調設備・給排水設備については、専門業者により通年で保守点検を実施する。
- ・防犯カメラの設置（27台）による防犯体制の強化や、警備体制をはじめ、有事の際の対応方法やマニュアルについて適宜見直しを図る。

(4) 管理執行体制

- ・介護保険法の配置基準以上の人員を配置し、柔軟かつきめ細やかなサービス提供を行う。特に、重度化防止に向け、理学療法士等を中心とした機能訓練体制を整備し、介護予防の強化、生活機能の維持向上を目的としたサービスの提供を行う。
- ・職員研修は、キャリアに応じてレベルアップを図れるよう研修体系を整え、外部研修へも積極的な参加を促す。
- ・福祉人材の確保のため、福祉系大学等とのパイプ強化を継続するとともに、男女を隔てない、働きやすい職場環境を構築する。

(5) 収支予算案（5年間の収支計画）

- ・令和6年度から施設改修工事により減収が見込まれる減収については、職員の適切な配置や、仮施設の有効活用等による収入確保に努める。

- ・改修工事終了後に、各事業とも速やかに公示前の稼働率以上となるよう、高齢福祉関係の各事業所との連携強化を図る。

(6) 個人情報の取扱い

- ・個人情報保護法の趣旨に沿うことに加え、法人独自に個人情報保護規程を作成している。
- ・業務上想定される利用者情報の利用目的を明示し、必要最低限の情報のみを取得し、利用する。
- ・個人情報保護の意識徹底のため、全職員に対して研修会などを継続的に行っていく。
- ・従業員の個人データ含むパソコン利用について、操作可能な職員を限定するとともに、IDとパスワードにて管理を行う。

(7) 利用者トラブルの未然防止と対処方法

- ・利用者及び家族等からの苦情等には、初動対応から誠実に対応するとともに、法人全体で見直し等を検討し、同様な苦情を再び受けることがないように努力、工夫する。
- ・苦情・要望等へ適切な対応を行うため、第三者委員を配置し、苦情に対して誠意をもって解決にあたる体制をとる。

(8) 危機管理体制

- ・事故発生防止委員会を設置し、事故の未然防止策、再発防止策等を検討する。事故発生時は直ちに関係職員にて事故状況を検証し、再発防止を図る。発生した事故は県及び市へ報告する。
- ・地震、水害といった自然災害に対しては、非常災害計画を策定し、起こりえる災害への備えとしている。火災については、年2回、消防署立会いの下、避難誘導及び消火訓練を実施する。
- ・防犯対策として、館内外に防犯カメラ27台を自主設置し、体制の強化を図っている。また、職員を対象として防犯講習を実施し、職員一人ひとりの防犯意識の向上を図る。
- ・新型コロナウイルス等の感染症対策として対応マニュアルや感染防止備品の整備をしている。

(9) 環境等への配慮や障害者雇用等

- ・省エネやリサイクル等、重点取組事項を定め、日々、職員にて実施している。

(10) その他の提案

- ・一人での移動・外出が困難な要介護高齢者や障がいをお持ちの方を対象とした福祉有償運送事業を展開し、市の福祉充実へ貢献する。
- ・地域との交流を深めるため、夏祭りや福祉保健センター・戸田市社会福祉協議会と合同で「健康福祉の杜まつり」を開催する。